

「大学等進学支援一時金」の申請手続きについて

県教育委員会では、大船渡市林野火災により被災した一定の所得未満の世帯の高校生等に対して、大学等への進学に必要な経費を給付します。

1 給付対象者は、次の(1)～(5)の全てに該当する方です

- (1) 令和7年3月以降に県内の公立高等学校（専攻科及び別科を除く。）、公立特別支援学校（高等部）又は高等専門学校を卒業し、大学、短期大学、専門学校、高等学校の専攻科等に進学した者
- (2) 学校等に入学した日が属する年度（当該入学日が4月から6月までの月であるときは、その前年度）における道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が85,500円未満の世帯の者
※ 林野火災により家計が急変し、令和7年2月26日以降1年間の収入見込額を基に算定した上記合算額が85,500円未満に相当すると認められる世帯を含む。
- (3) 大船渡市林野火災により次に掲げるいずれかの被害を受けた者
ア 住居の全壊又は半壊
イ 住居の全焼又は半焼
ウ 保護者の死亡、行方不明、長期入院、勤務先の被災など
- (4) いわたの学び希望基金、東日本大震災みやぎこども育英基金、福島県東日本大震災子ども支援基金による奨学金又はこれらと同種の奨学金を受給していない者
- (5) いわたの学び希望基金による一時金を受給していない者

2 給付金額等は次のとおりです

区分	給付金額	申請期限	給付時期
自宅通学者	30万円	原則、入学日の翌月末日 (4月1日～5月末日) ※2	申請を受理した月の 翌々月まで
自宅外通学者※1	60万円		

※1 進学に伴い、新たに賃貸借住宅や学生寮等に居住する者。

※2 3月中の申請も受け付けます。また、やむを得ない理由により期間内に申請できない場合は、12月31日まで申請を受け付けます。

3 給付を受けるには申請が必要です

給付申請書をホームページから取得し、下記書類を添付のうえ当室あて郵送等により申請してください。
なお、添付書類の詳細については、必ず申請書裏面を御確認ください。

No.	添付書類
1	申請者名義の振込先口座を確認する書類
2	高等学校等を卒業したことを証明する書類
3	大学等に入学したこと等を証明する書類
4	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類等（父母等全員分）
5	被災を証明する書類
6	自宅外に居住していることを証明する書類【自宅外通学者のみ】

令和6年度にいわたの学び希望基金「教科書購入費等給付金」を受給された方へ

- ・No.2、4の添付書類は省略できる場合があります。（申請書裏面を参照）
- ・なるべく上記給付金の振込口座と同じ口座を指定するようお願いします。（ただし申請者名義である場合に限る）

4 申請・お問合せ先

岩手県教育委員会事務局 教育企画室 総務担当

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 電話：019-629-6108

県HP：<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/koho/1082316/1082318.html>

インターネットで 岩手県 1082318 と検索または右記二次元バーコードからもアクセスできます。

